

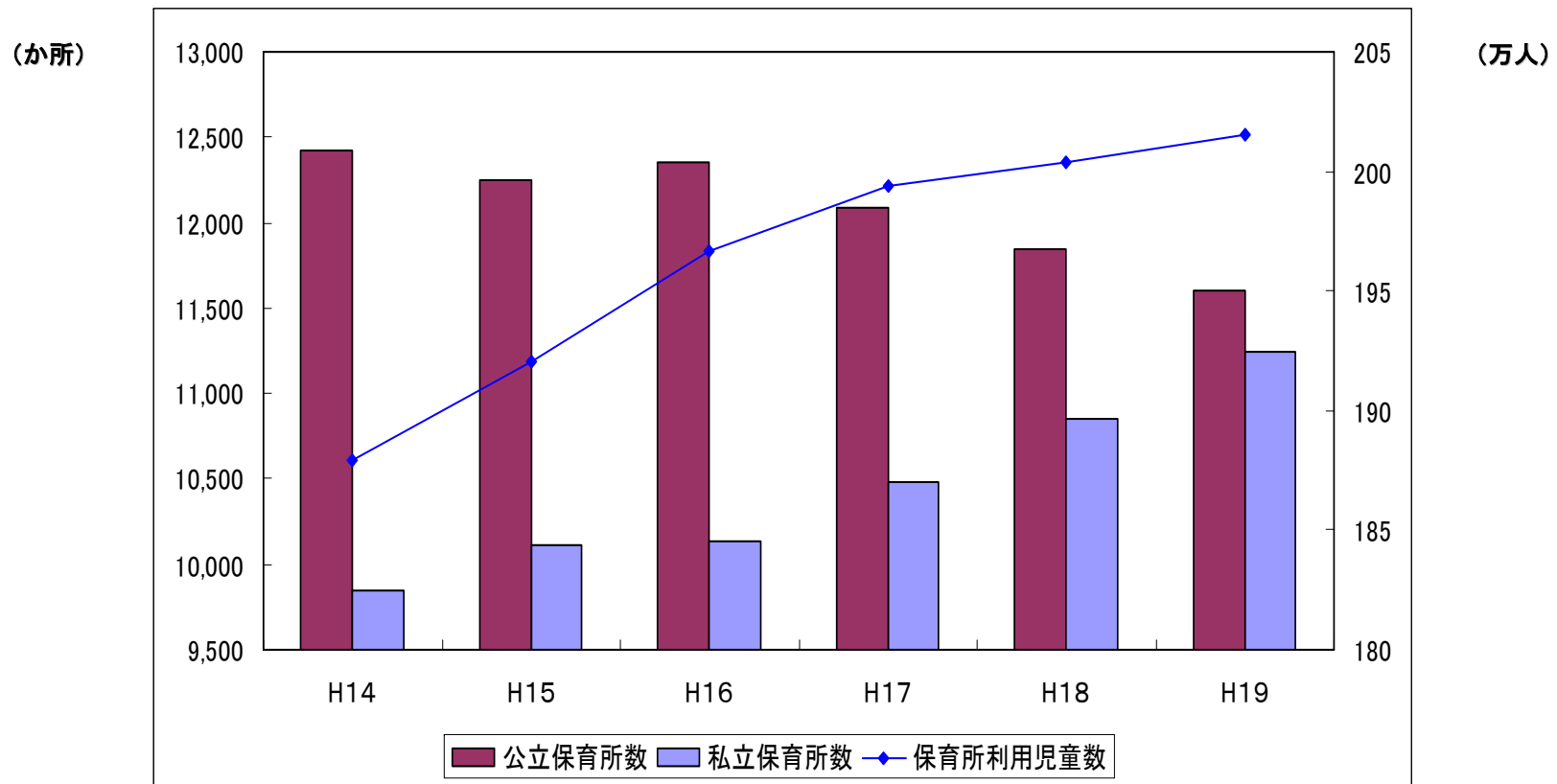
## 子育て支援関係事業の実施状況(現状と目標値)

事業名	2004年度末時点	現状 (2007年度交付決定ベース)	2009年度目標値 (「子ども・子育て応援プラン」)
通常保育事業(保育所定員数)	205万人 (平成17年4月1日現在)	211万人 (平成19年4月1日現在)	215万人
延長保育事業	13,086か所 (うち民間分8664箇所)	9540か所(民間分のみ)	16,200か所
夜間保育事業	64か所 (平成17年4月1日現在)	72か所	140か所
休日保育事業	607か所	875か所	2,200か所
特定保育事業	24か所	927か所	9,500か所 (一時預かり事業と合わせて)
病児・病後時保育事業	496か所	735か所	1,500か所
放課後児童クラブ	15,184か所 (平成17年5月1日現在)	16,685か所 (平成19年5月1日現在)	17,500か所
生後4ヶ月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	—	1063市町村	全市町村 (現在1795市町村)
育児支援家庭訪問事業	96市町村	784市町村	全市町村 (現在1795市町村)
一時保育(一時預かり)事業	5,651か所	7213か所	9,500か所 (一時預かり事業と合わせて)
トワイライトステイ事業	134か所	236か所 (平成18年度実績)	560か所
ショートステイ事業	364か所	511か所 (平成18年度実績)	870か所
地域子育て拠点事業	2,936か所	4,409か所	6,000か所
ファミリーサポートセンター	344か所	540か所	710か所

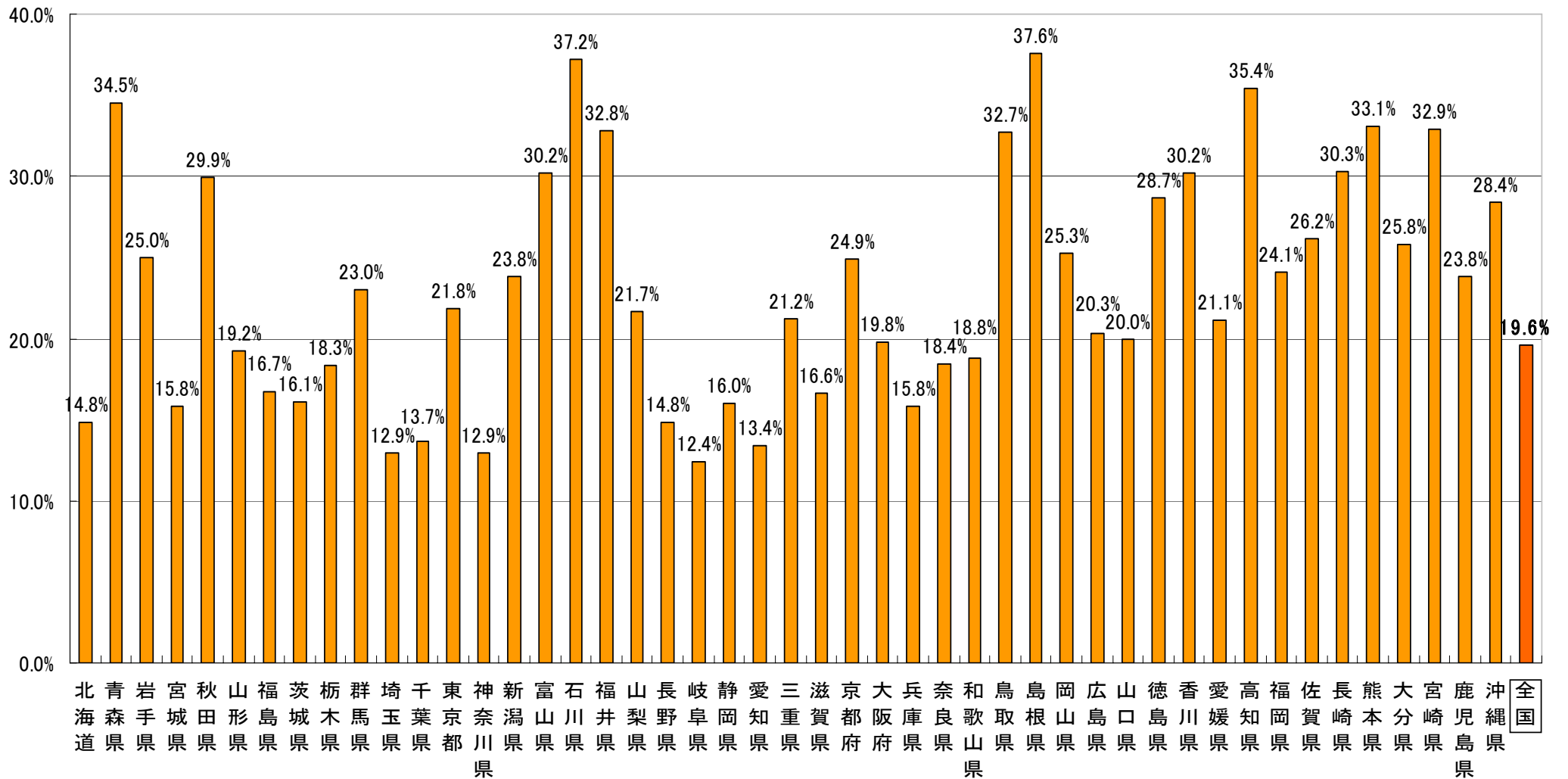
# 保育所の施設数(公私別)と利用児童数

認可保育所数(H19.4.1現在)

	合計	公立	私立
施設数	22,848	11,603	11,245
利用児童数	202万人	94万人	107万人



# 3歳未満児における保育サービス利用率【都道府県別(H18年度)】

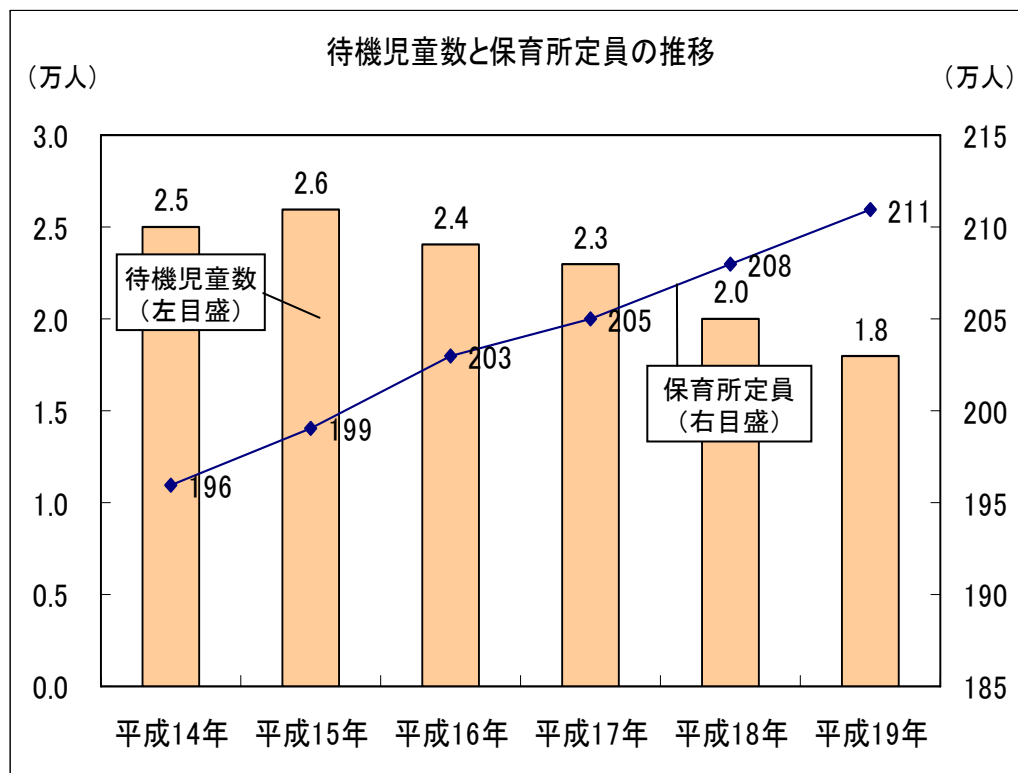


※ 【保育サービス利用率】=【保育所利用児童(3歳未満児)】÷【3歳未満人口】  
 ※ 「保育所利用児童(3歳未満児)」: 福祉行政報告例【厚生労働省(平成18年4月1日現在)】  
 「3歳未満人口」: 平成17年国勢調査【総務省統計局(平成17年10月1日現在)】

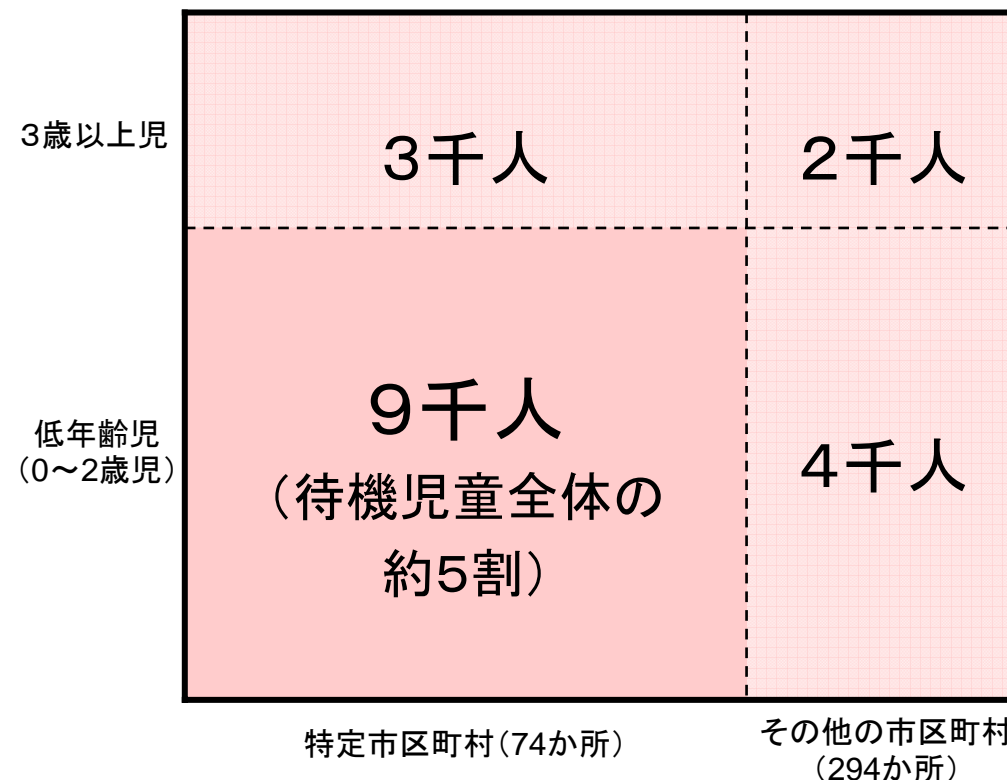
# 保育所待機児童の現状

- 平成19年4月1日現在の待機児童数は1万7,926人(4年連続で減少)
- 待機児童が多い地域の固定化
  - ・待機児童50人以上の特定市区町村(74市区町村)で待機児童総数の約70%を占める
- 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約70%

## 【保育所待機児童数と保育所定員の推移】



## 【保育所入所待機児童 1万8千人の内訳】



※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。  
 ※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

## 待機児童解消に向けた市町村の取組の状況

- 待機児童解消に向けた市町村の取組及び待機児童解消の程度はまちまち
- 保育所整備により潜在需要が喚起されるため、定員増に対する待機児数の減少割合はそれほど大きくない。

待機児童の多い市町村における保育所定員と待機児童数の変化(平成14年→平成18年)

市町村	保育所の定員	保育所数	待機児童数	3歳未満児の保育所入所割合(%)
A市	24,125 → 32,994 +8,869	258 → 368 +110	1,140 → 353 -787	8.0 → 12.4
B市	15,845 → 17,776 +1,931	157 → 175 +18	1,076 → 560 -516	14.1 → 16.7
C市	10,845 → 11,590 +745	112 → 117 +5	705 → 480 -225	10.6 → 12.5
D市	5,224 → 7,294 +2,070	68 → 85 +17	260 → 350 +90	13.7 → 17.7

(資料)厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(平成18年4月現在)(保育所入所割合の母数となる3歳未満児の人数は平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)、人口推計年報(平成13年10月1日現在)によった)

(参考)全国平均  
16.3 → 19.6

# 認可保育所の入所基準(政令)

## －「保育に欠ける」の判断基準－

### ○児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

②～⑤ (略)

### ○児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)(抄)

第27条 法第24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。